

知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例

(平成29年2月27日条例第3号)

(平成30年3月1日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項の規定に基づき知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、令及び施行規則において使用する用語の例による。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施方針)

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が、重度の要介護状態となった場合においても住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいその他自立した日常生活に必要な支援が包括的に確保される体制を実現するため、地域の実情に応じた住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を行うものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の種類)

第4条 広域連合は、介護予防・日常生活支援総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号事業として次に掲げる事業

ア 第1号訪問事業

イ 第1号通所事業

ウ 第1号生活支援事業

エ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に規定する事業をい

う。)として規則で定める事業

(第1号事業支給費の額等)

第5条 第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる第1号事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1号訪問事業のうち、介護予防訪問介護相当サービス（施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準に従って実施する第1号訪問事業をいう。以下同じ。） 規則で定める額の100分の90に相当する額
 - (2) 第1号訪問事業のうち、訪問型サービスA（施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和して実施する第1号訪問事業をいう。以下同じ。） 規則で定める額の100分の90に相当する額
 - (3) 第1号通所事業のうち、介護予防通所介護相当サービス（施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準に従って実施する第1号通所事業をいう。以下同じ。） 規則で定める額の100分の90に相当する額
 - (4) 第1号通所事業のうち、通所型サービスA（施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準を緩和して実施する第1号通所事業をいう。以下同じ。） 規則で定める額の100分の90に相当する額
 - (5) 第1号介護予防支援事業 規則で定める額の100分の100に相当する額
- 2 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者であって規則で定めるところにより算定した所得の額が規則で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係る第1号事業支給費について前項第1項から第4号までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1号被保険者であって規則で定めるところにより算定した所得の額が前項の規則で定める額を超える規則で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号から第4号までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とある

のは、「100分の70」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、施行規則第97条第1項各号の規定の例による災害その他の特別の事情により、第1号事業支給費（介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAに係る第1号事業支給費に限る。以下この項並びに次条及び第7条において同じ。）を負担することが困難であると広域連合長が認めた居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前2項の規定を適用する場合においては、第1項第1号から第4号までの規定中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」と、第2項中「100分の80」とあるのは「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」と、前項中「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

（第1号事業支給費の額の特例の申請等）

第6条 第1号事業支給費について前条第4項の規定（以下「第1号事業支給費の額の特例の適用」という。）を受けようとする居宅要支援被保険者等は、規則で定める事項を記載した申請書に特別の事情を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- 2 第1号事業支給費の額の特例の適用を受けた居宅要支援被保険者等は、その理由が消滅したときは、規則で定めるところにより、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

（第1号事業支給費に係る支給限度額）

第7条 法第55条に規定する介護予防サービス費等に係る支給限度額の算定の例により算定した第1号事業支給費の額と同条第1項に規定する合計額を合算した額は、同条第2項に規定する額（以下「支給限度額」という。）を超えてはならない。

- 2 前項の支給限度額を算定する場合においては、施行規則第140条の62の4第2号の第1号被保険者は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する居宅要支援被保険者とみなす。ただし、当該

第1号被保険者に係る支援の必要の程度を勘案して広域連合長が特に必要があると認めるときは、同項第2号に規定する要支援状態区分に該当する居宅要支援被保険者とみなすことができる。

(不正利得の徴収)

第8条 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費を受けた者があるときは、広域連合長はその者からその支給の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 広域連合長は、指定事業者が、偽りその他不正の行為により法第115条の45の3第3項の規定による支払を受けたときは、当該指定事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

(指定事業者の指定等)

第9条 広域連合長は、法第115条の45の5第1項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定(以下「指定事業者の指定」という。)をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者(当該申請に係る法人の役員等を含む。次号から第6号まで及び第10号において同じ。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、法又は令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、保険料等(法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。)について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者が、法第115条の45の9(第1号を除く。)の規定により指定を

取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

- (7) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 前号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、当該申請に係る法人の役員等が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は

第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 広域連合長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、広域連合の区域において提供される第1号事業の量が、介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により広域連合が定める介護保険事業計画をいう。）において定める広域連合の区域における当該第1号事業の見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る指定事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるときその他の介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定事業者の指定をしないことができる。

3 広域連合長は、指定事業者の指定をするに当たって、第1号事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（第1号事業に係る基準）

第10条 施行規則第140条の63の6の規定により広域連合が定める第1号事業に係る基準は、規則で定める。

（公示）

第11条 広域連合長は、次に掲げる場合には、指定事業者の名称、指定事業者の指定に係る事業所の所在地その他の規則で定める事項を公示するものとする。

(1) 指定事業者の指定をしたとき。

(2) 施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による廃止の届出があったとき。

(3) 法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（報告等）

第12条 広域連合長は、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、第4条に規定する事業を行う者（以下この項において「事業者」という。）若しくは事業者であった者若しくは当該事業に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、事業者若しくは当該事業に係る事業所の従業者若しくは事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該事業に係る事業所、事務所その他当該事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類

その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第4号)

この条例は、平成30年8月1日から施行する。